

## 第 742 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 2 月 28 日 (月) 13 時 55 分～15 時 20 分  
場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 1-1、1-2)
- (2) くるまぐろに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 2-1～2-4)
- (3) するめいかに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 3-1、3-2)
- (4) 中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 4)
- (5) 小型機船底びき網漁業 (手繰第 3 種漁業) に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について (資料 5)
- (6) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 6)
- (7) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 7)
- (8) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 8)

#### 2 指示事項

- (1) まき餌籠の大きさ等の制限について (資料 9)

#### 3 報告事項

- (1) くるまぐろに関する令和 3 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 10-1～10-3)
- (2) 第 8 次栽培漁業基本計画の改定案について (資料 11-1～11-4)
- (3) 漁業法第 90 条第 1 項による漁業権に係る資源管理の状況等の報告について (資料 12-1、12-2)
- (4) 神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について (資料 13)

#### 4 その他

- (1) 令和 4 年 5 月の委員会開催日程について
- (2) その他

#### [参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

### 出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、  
小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小塚 淳子
- ・事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・県水産課 小川 GL、相澤副技幹、中村主任専門員、原田主査、山本主査、  
樋田主査、中川技師

## 議 事

滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中13名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

それではただいまから第742回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が8件、指示事項が1件、報告事項が4件とその他となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

黒川委員、小坪委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは黒川委員、小坪委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題にします。

資料の内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

資料1-1の3ページの第5の1の特定水産資源ですが、「網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。」とあります。

こうなった場合、費用などはどのようなイメージなのでしょう。

定置網などでは、網2箱の網目を大きくするのに3000万円からかかり、その場合にすぐ変えろと言われても資金的に難しいと思いますが、そういうことではないということでしょうか。

水) 山本主査

特にこの規定をもって定置網の網目を強制的に変えさせるといったことではないので、そこは御安心いただいて大丈夫かと思えます。

また、今回変更する場所ではないということも申し添えさせていただきます。

福本委員

分かりました。

議 長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申

委員一同  
議長

することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（２）「くろまぐろに関する令和４管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

くろまぐろ大型魚について、最近１日１匹とかいう話が出ていると思います。

これは大型魚を獲るために小さいものを獲らないという考えでやっていると思いますが、大型魚を獲ってはいけないという意味が分かりません。

水) 山本主査

こちらについては、確かに小型魚を保護して資源を回復させるのが目的の１つですが、国際的な取決めの中で、くろまぐろ全体の資源を管理するには、当然大型魚についても、遠洋や定置も含めて様々な漁業で自由に獲っていいことになるにくろまぐろがいなくなってしまうので、30キロ未満の小型魚と30キロ以上の大型魚を分けて、それぞれについて数量管理をしていく形になっています。

そして現在の神奈川県においても、大型魚と小型魚の枠が設定されて、上限が来ると止めるという管理手法をとらせていただいている状況です。

福本委員

それはよく分かるのですが、定置網の場合、10トン、20トンとか、例えば50キロ級のくろまぐろが入る可能性もあると思います。

そのときに全部逃がせという意味ですよね。

水) 山本主査

数量管理をしていて、上限に達して採捕停止命令がかかっている場合は、法的にも採捕してはいけないことになりますので、逃していただく必要が生じる可能性があります。

ただ、そこに至らないように、枠がある程度ある中で、1日1本までといった制限をかけて、できるだけ一度に大量に逃がさなければいけないという事態を回避すべくそのような管理をしているところです。

福本委員

小型魚を逃がせというのはまだ分かるのですが、例えば100キロ級のものが入った場合に逃がす意味がどこにあるのかと思います。

今まで大型魚にはあまり関係がないという話ではなかったでしょうか。

最近は1日1本など、急に変わってきてしまったのではないかなと思うのですが。

水) 山本主査

既に先日解除しましたが、一時期大型魚については定置も含めて1日1本

までという制限をかけていた時期がありました。

大型魚の規制については平成 30 年の第 4 管理期間から既に数量管理を実施しており、当時、最初はもっと少ない量でしたが、神奈川県にも割当てがされていて数量管理を実施していましたので、急に出てきた話ではなく、前々からあった規制が顕在化したものです。

大きなくろまぐろを定置から逃がすというのは作業的にも非常に大変で、また、漁業者の皆様の心理的な負担といったものも非常に大きいというのは我々も理解しているので、たくさん獲りすぎないように、途中である程度ブレーキをかけるため、1日1本までとして、それを獲ったら4日間止めてくださいというお願いをしているところです。

福本委員

定置網に対して1日1本というのはありえない話ではないかと思います。

大型魚は、最初は獲れていなかったのがあまり気にしていませんでしたが、最近は増えたせいか入ってきます。

網の場合はいつ入るかも分からないし、入る可能性もあるわけで、入ってから聞いていなかったとは言えない話なので、いつ1日1本というような話になってしまったのかという感じです。

保険など様々な方で見られているのはよく分かるのですが、この辺をもう少し考えてもらえないかというか、何か言ってもらいたいというがあるので、お願いします。

水) 山本主査

漁獲実績としては、実はこれほど定置で大型魚が獲れるというのは稀で、大体年間でトータル1トンから1.5トンくらいの水揚げがあるのが通例です。

そのため、立て続けに1日に何百本も大きいまぐろが定置に入るとするのは、可能性としてはゼロではないですが、そういった可能性は非常に低いというのが今までの漁獲データの流れから考えられることです。

繰り返しになりますが、大型魚についていきなり規制するというわけではなく、平成30年4月からやっている数量管理の中でも同じ内容をずっとやってきましたので、現在の資源管理方針はその流れを汲んで同じ内容を記載しています。

福本委員

それはよく分かるのですが、最近入る魚が全然変わってきています。

そのため、今までの1トンしか獲れなかったというのは過去の話であって、これから何があるかは分からないですから、過去のデータは関係ないと思います。

入る可能性があるということで、入ったときに困ってしまうより、何かこ

うしてほしいなどの対策はあるのでしょうか。

まさか1匹獲ってあとは逃がせというのは不可能な話ですし、入る可能性がある話なので、実際に入ったらだめだとは言えない話だと思います。

かなりお金の話になってしまうと思うので、その可能性があるということ言いたいわけで、何とかお願いします。

玉置委員

資料10-1で令和3管理年度の場合は大型魚20.9トンの枠があったのですが、今回の令和4管理年度は6.6トンと非常に少なくなっているように見えます。

これはどういった理由でこうなっているのでしょうか。

水) 山本主査

議題が前後してしまいますが、報告事項(1)「くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」ということで、資料10-1があります。

後ほど改めて御報告しますが、令和3年度については20.9トンという数字が出ていますが、元々は10.8トンという数字で、これに他県から余った枠を神奈川県が譲り受けて今回20.9トンという数字になっており、あくまでも他県から枠を譲ってもらって20.9トンになっています。

今回諮問事項になっている資料2については6.6トンということで、それに比べると非常に少ないのですが、前回の事前説明で、余った枠を翌年度に繰り越すことができるのは17%までという話をしました。

6.6トンというのはその10%分が加えられていますが、7%分がまだ配分されていませんので、これについては改めて追加割当てということで、例年5月くらいに水産庁から割当ての通知が来て、それをこちらの6.6トンに足し込んでいきますので、これから少し増える見込みです。

一方で、最近大型魚を獲っている漁業者が全国的に増えている傾向があり、各都道府県で漁獲実績が伸びています。

国の方から、例えばこの17%の7%分を各都道府県に分け与えるときに、過去の漁獲実績に合わせて配分したりする関係で、全体が増えてしまうとどうしても過去の実績に対する比率が減ってしまうということがあり、一律に本県も増えていくという状況ではありません。

また、国の各都道府県への追加配分については、毎年配分方法を微妙に変えてきていることもあり、本県の令和4管理年度については若干減る可能性があると感じています。

そういった事情で数字が小さくなっています。

玉置委員

分かりました。

議長

他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決めます。

続いて、諮問事項（３）「するめいかに関する令和４管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

現行水準とするということですがよろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（４）「中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

４ページですが、（ア）と（イ）のところで、２そうまきでの操業とするという条件があります。

これは今までなかったのですが、何で付けたのでしょうか。

水）原田主査

これは実際はずっと付いている条件でして、２そうまき操業の場合、相手の船を、例えば、「許可番号第何号との操業に限る」という書き方で条件をつけております。

今回はまだ許可番号が分からないためこのような表現としています。

福本委員

これは１そうまきで作る場合には問題ないということでしょうか。

水）原田主査

１そうまきで作る場合は許可統数が増えるので、許可の内容全体を見直す必要が出てきます。

福本委員

１そうまきも２そうまきも許可的に同じではないでしょうか。

水）原田主査

中型まき網というのは、法律上、船ごとに許可を出さなければいけないので、２そうまきの場合、許可は２隻分ですが、操業形態としては１つ分になります。

例えばこれがさより機船船びき網になると、これも２隻で１か統分という形になりますが、こちらは１隻ごとに許可する必要がないので、１つの許可

に2隻のっている形となります。

法律上、中型まき網の場合は、2そうまきであっても1そうまきであっても、1隻につき1か統、1隻につき1許可という形で許可を出していますが、2そうまきの場合は、操業単位としては1つという数え方をしています。

福本委員 2そうまきだと2つの許可で、1そうまきを2つは作れないけれど、1つは作れるということでしょうか。

水) 原田主査 そのとおりです。

そのため、例えば2そうまきだった船を1そうまきに転換したいという場合の換算の仕方は、2そうまき1か統分で1そうまき1か統分という数え方になります。

福本委員 分かりました。

議長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようなので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのように決めます。

続いて諮問事項(5)「小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのように決めます。

続いて諮問事項(6)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのように決めます。

続いて諮問事項（7）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（8）「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、この件につきましても、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決めます。

続いて指示事項（1）「まき餌籠の大きさ等の制限について」を議題としますが、本件は報告事項（4）「神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について、事務局から補足することはありますでしょうか。

事) 上原主事  
議長

【資料9及び資料13に基づき説明】

指示の有効期間を1年から3年に変更するということですが、この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

宮川副会長

この県遊協は海区からは鵜飼委員が参加されていますが、私も漁業者の代表として、平成15年から参加させていただいています。

このまき餌籠の委員会指示の件については、私は当初の協議段階から参加させていただいていて現在に至っていますが、資料13の2ページのまき餌籠のところ宮川委員というのがあり、今回書面決議ということで、このような意見を述べさせていただきました。

具体的には、もう15回目の更新になるので、そろそろ1年ではなく、もう少し延ばしてもよいのではないのかと思ったので、意見として述べさせていただきました。

今回事務局案として有効期間を3年という指示案を示していただいたので、私としてはこれに賛成です。

議長  
鵜飼委員

他に御意見等ございますでしょうか。

いま宮川副会長からお話がありましたが、私が海区としての委員になって  
います。

今回書面ということなので、それぞれ、直接の意見のやり取りがなかった  
ので、よく分からないところもありますが、事務局の報告では、書面上は、  
他の遊漁関係の委員からの特段反対や異議はないということによろしいので  
すよね。

事) 上原主事  
鵜飼委員

はい。

ということなので、私も基本的には賛成の立場とさせていただきたいと思  
います。

議長

特段反対意見はなく、賛成の意見が2名の方からありましたが、よろしい  
でしょうか。

何か御意見等ございますでしょうか。

福本委員

この件から少しずれてしまうのですがよろしいでしょうか。

遊漁と漁船の関係で、遊漁船が悪いとか良いとか、漁船が良いとか言っ  
ているわけではなく、長井と佐島にはかつお船がいて、遊漁船との申合せ事項  
というのがあり、かつお船がかつおを釣っているときには、他の船が寄らな  
いとか、静かに走るといった申合せがあります。

できればこの協議会で、もう1回この申合せを復唱するなりしていただ  
けないでしょうか。

知らない人が多過ぎるのではないかと思うのです。

最近の若い人はこのこと自体を知らないのではないかという話があり、ル  
ールがあるようなないような話なのだと思います。

お互いが嫌な思いをしてしまうので、こういうものがあると伝えるだけで  
かなり変わると思います。

長井も佐島もかつおを釣っている船の数が片手以下になってしまったの  
で、相模湾で1つのナブラを追っかけていると、たった1隻しかいない船が  
釣れなくなってしまう。

遊漁船が悪いと言っているわけではなく、これを知らないためにそうなっ  
ているのではないかなと思いますので、その辺を徹底して、このような機会  
があるのであれば、これも知らせてほしいと思います。

議長

それではまず指示事項(1)に関して、有効期限を1年から3年に変更す  
るということにつきましては了承ということによろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議長 それではそのようにさせていただきます。

また、今御意見がありました件につきましては、神奈川県遊漁・海面利用協議会でもう一度そのような確認をするということによろしいでしょうか。

福本委員 はい。

議長 どのようなプロセスで確認すればよろしいでしょうか。

もう一度、次期の協議会でそのような提案をすることになるのでしょうか。

水) 相澤副技幹 県遊協の事務局として、各漁協に周知の方を図りたいと思います。

議長 もう既に決まっていることなので、もう一度周知することでしょうか。

水) 相澤副技幹 はい。

福本委員 この協議会でも言ってもらいたいと思います。

水) 相澤副技幹 そのようにいたします。

議長 よろしく願いいたします。

それでは、続きまして報告事項(1)「くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

本件につきましては本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 山本主査 【資料10-1～10-3に基づき説明】

議長 この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員 繰り返しになりますが、大型魚を獲るなという意味が分からないのですが、大型魚の場合、これは何年くらい続く予定と見ているのでしょうか。

小型魚を獲らないというのは分かるのですが、大型魚の場合は何年くらいというのはあるのでしょうか。

水) 山本主査 国レベルの話になりますので、水産庁もいつまでやるというのは明示していませんが、水産庁の方針としてTAC制度の充実というのを掲げていますので、こういった制度が何年後になくなりますといった見通しは立っていないのが実情です。

福本委員 一般的に、大きいまぐろが産卵するのでという話だと思います。

大きいまぐろの数を増やすために小型魚を獲らないというのは分かるのですが、大型魚を獲るなということは、もう獲るなというイメージだと思います。

そうであれば1本も獲るなとしてしまった方が逆にいいのではないかなと思います。

水) 山本主査 非常に厳しい制限として採捕禁止といったこともあります。漁業と資源保護の両立を図るという観点から、ある程度数量を制限するという流れになっているものと思われます。

当然数量に達するまでは自由に獲ることができますが、それも完全にだめとなると、一切水揚げがなくなってしまうので、持続可能な漁獲を目指して可能な範囲で獲っていくというのが現実的なところかと思えます。

御懸念されているのはよく分かります。

福本委員 おそらく今の説明では、漁業者に説明した場合、逃がす意味が分からないと言うと思います。

説明がつくような説明をしてもらわないと、国の考えだからという話ではないと思います。

県はこうしてほしいなどあればまだいいですが、県は国の言うとおりのような話だと、「それでは獲るなどということなのか」という結論になってしまうと思います。

水) 山本主査 くらまぐろの数量管理については、日本単独で決めているわけではなく、アメリカや韓国、太平洋の島嶼国などの国々が集まって資源の状態を考え、今年については何トンにしましょう、来年については何トンにしましょうと決めています。

そのため国としても、対外的な交渉を経ている以上、日本として大型魚は何トンまでということが決まると、どうしても遵守せざるを得ません。

これは小型魚についても同じですが、そういった事情があります。

国としても、大臣が許可している遠洋のまぐろ漁船などについて上限を設定しており、都道府県知事が管理している定置網などについては、直接国が管理することが難しいので、都道府県ごとに、こちらは過去の実績から何トンですというように数字を割り振られて数量管理をしています。

こういった制度が定置漁業の経営に非常に大きな影響を与えているのは分かるのですが、漁業法で定められている以上、都道府県としては法令遵守の観点から、皆様に漁業の制限などをお願いをしたり、場合によっては採捕停止命令を出したりせざるを得ないという、非常に心苦しい事情があることを御理解いただきたいと思います。

議長 変更前は10.8トンで、今回は20.9トンなので倍近くになっていますが、10.8トンのときに、達成率といいますか、実際にはどのくらい獲れたのでしょうか。

水) 山本主査 上限の86%、87%くらいまでいきまして、80数パーセントになったとき

に、1日1本まで、1本取ったら4日間止めてくださいという御協力のお願いをしました。

今回枠がたくさん来て、消化率が非常に下がったので、同時にそのお願いを取り下げております。

議長

分かりました。ありがとうございます。

他に御意見等ございますでしょうか。

宮川委員

令和4管理年度は6.6トンということですが、令和3管理年度も倍くらいに増えています。

1年後の今ごろ、増える可能性はあるのでしょうか。

水) 山本主査

可能性としてはありますが、確実ではありません。

今回は10.1トンを他の都道府県からいただいておりますが、それはつまり余っている都道府県があげますという態度を示したので、我々として欲しいと言っていたのがもらえるようになったということです。

逆に、今年あげると言った都道府県でたくさん獲れてしまい枠が余っていないとなると、当然あげるとは言えなくなります。

来年のこの時期にまたもらえるかどうかは、他の都道府県のくろまぐろ大型魚の獲れ具合にもよるところです。

宮川委員

分かりました。

議長

他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それではそのようにいたします。

続いて報告事項(2)「第8次栽培漁業基本計画の改定案について」を議題とします。

本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 中川技師

【資料11-1～11-4に基づき説明】

議長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

大竹委員

放流していただくのは資源管理として大変ありがたいことなのですが、1点、ふぐについて、トラフグはまだそれほど増えている感じはしませんが、最近様々なふぐが相模湾で増えてきています。

ある学校の先生から、ふぐは生態系のトップにあるが、生態系のトップが異常に増えてきたときは大丈夫でしょうかと言われたことがありました。

今は東京湾の一部で産卵を認めたということなので大して増えていないと思いますが、今水温がどんどん上がってきています。

また、トラフグは10キロくらいになるといいます。

たまに大きいのを見て、4キロくらいを見たのでそれが最大かなと思ったら、10キロにまでなります。

それほど大きくなるものが放流して増えていった場合に、他に影響が出るというのは考えていないのでしょうか。

もし増えていったらどうなるかということについて、県の水産課としてどのように考えているのかお聞きしたいです。

水) 中川技師

トラフグに限りませんが、種苗の放流数等については、資源の状況を鑑みて、適切な放流数を水産技術センターで算出しながら放流を実施していくと考えています。

大竹委員

その先生からは、生態が鮫などより全然強く、天敵がないと言われました。

今は相模湾では産卵が認められず増えていかないもので、放流したものを漁業者が獲って利益に上げるのはいいことだと思いますが、これはおそらく西日本で水が温かいところにいたふぐなので、段々温かくなり、この辺で産卵を始めたらどこまで影響するのかということを考えて放流しているのかいないのか、考えているのであれば、どのようなことを考えているのか聞きたいと思います。

水) 小川GL

トラフグにつきましては、今回の計画では5万尾となっていますが、自然界に著しく大きなインパクトを与えるほどの規模ではないと考えております。

相模湾、東京湾には非常に多様な生物がたくさん競合しながら生息しており、その中の一部を担うことによって、少しでも漁業の足しになればという程度かと思います。

もっと財源があれば非常に大きな規模で放流できるでしょうし、その場合にはもしかしたら影響があるかもしれませんが、現在の栽培協会や水産技術センター、あるいは斡旋放流で他県から入手して放流するレベルでは、自然界に著しい影響を及ぼすほどのインパクトはないと考えているのが1つです。

もう1つは、そもそも神奈川県はトラフグは、伊勢・三河湾系群のものが大量に湧いたときに今までも来ており、今までも来たときには利用していましたので、従来全くいなかったものを撒くということではありません。

今まで湧いて獲れたときに利用してきたものを、栽培漁業の特徴として、死んでしまう時期のところを守り、資源として添加することで、少しでも漁にプラスにしたいというものなので、いないもの、つまり0を1にするわけではなく、1いたものを1.5なり2にしていこうという考え方なので、今回の放流が、その先生が心配しているような悪影響を及ぼすほどのものとは考えておりません。

大竹委員  
議 長  
福本委員

分かりました。  
他に御質問等ございますでしょうか。

クロダイはここに書いてあるとおりに中止ということなののでしょうか。  
クロダイと同じということではないのでしょうか。

水) 中川技師

今回中止にするクロダイにつきましては、海苔の食害が非常に深刻であるという要望があり、それに応える形で、今まで放流していたものを放流しなくなるというものです。

とらふぐに関しても同様に、他の生態系や漁業に悪影響を与えるようであれば、場合によってはとやめる必要などが出てくると思いますが、先ほど申し上げたように、現時点ではそこまでのインパクトはありませんので、引き続き放流させていただきます。

福本委員

インパクトがないというのは、クロダイも同じような考えで放流してこうなってしまったわけなので、インパクトがないというのは意味がない言葉ではないかと思います。

それくらい注意して放流してほしいという意見ではないのでしょうか。

大竹委員

放流していただくのは凄くありがたいことですが、将来的にどうなのだろうと聞いたときに、ちょっと不安になってきました。

というのも、最近本当にふぐが増えてきて、網がかじられて穴を開けるのです。

揚げるときにしらすが吹いたりすることがしょっちゅうあります。

さばふぐも結構増えてきて、結構穴だらけにされます。

ふぐにかじられて穴を開けられてしまったというのは、おそらく定置でもあるのではないかと思います。

そういったことが増えてきて、そのように先生から言われたので、少し心配になって聞いてみようかなと思いました。

議 長

他に御意見等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのようにいたします。

続いて報告事項（3）「漁業法第90条第1項による漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」を議題とします。

本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹  
議長

【資料12-1、12-2に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問でございますでしょうか。

特段ないようですので、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのようにいたします。

最後に、前回の委員会で協議し、引き続き審議することとなりました神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業制限に関する委員会指示について、本日机上配付されている資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主事  
議長

【当日配付資料に基づき説明】

今御説明いただいた内容につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

青木（勇）委員

前回話を出したのは私ですが、結局、委員会指示ラインがあるのに、毎回このような話になっていると思います。

前回はじめてではないと思いますが、どうなのでしょう。

事) 上原主事

前回はじめてではないというのはそのとおりです。

平成15年くらいから出ている話だと思います。

青木（勇）委員

毎回このような話になっていて、いつまでたっても解決しないというのはどうということなのでしょう。

共同漁業権内で中型まき網をやってもいいということになっているわけですか。

水) 原田主査

まず共同漁業権の中に入っているということですが、真鶴半島の共同漁業権は、平成15年から今の形になっています。

それ以前から中型まき網の委員会指示ラインはこのラインでした。

共同漁業権については、免許の内容になっている特定の漁業について排他的・独占的な漁業を認めるものであって、いわゆるヒレもの、魚類については、漁業権の免許の内容にはなりません。

法律上は、共同漁業権の中でそのような魚類の漁業を行ったとしても、直接法律に触れるところはありません。

こちらの真鶴地先については、共同漁業権の方が後から拡大されたという事情があることから、現在のように、委員会指示ラインが共同漁業権の中に入っている状況になっています。

青木（勇）委員

この委員会指示ラインについて、以前から真鶴沖は、まき網が結構陸まで入ってきてやっています。

そして大分前からこの話は出ていると思います。

平成15年に共同漁業権の範囲を400メートル沖出しした経緯というのは、ひらめ網が中々陸の方で獲れないので少し出してもらえないかということで出してもらったのだと思います。

今、共同漁業権の中での話ということになっていますが、昔からこの真鶴沖ぎりぎりまでやってきて操業していて、定置に少しでも魚があるとすぐに沖に来てまいてしまうことの繰り返しです。

これは何回も話が出ていて、水産課にも何回も言っていると思いますが、その辺の経緯は分かっていますか。

水) 原田主査

先ほど事務局からも説明があったとおり、1つの結果として、そういったような申出書が提出されたことにつながっているものと認識しています。

現状のところ、この申出書の内容は守られていると認識しています。

福本委員

青木委員、気を悪くしないで聞いてもらいたいのですが、鴨居も大楠もまき網はありますが、真鶴のそこまで近くに行っているというのは、なかに等しいです。

逃げのような話ですが、私が言いたいのは、静岡の船が主ではないかということですが。

しかしおそらく、今は静岡の船もまき網をやっていないと思います。

青木（勇）委員

今でも来ていますよ。

福本委員

静岡の船は来ても神奈川の船は行っていないので、神奈川を規制するのではなく、静岡にこれを伝えた方がいいと思います。

静岡の船は真鶴沖での許可を持っていないと思いますので、神奈川ではなく、静岡の話ではないかと思います。

大楠の漁業者は反対と言っていますが、行かないよと言葉で言ってくれています。

組合長が海区の委員をやっているのだから、そんなことはしない、この件については反対だけど、うちは行かないと言っています。

鴨居の漁業者も行かないと言ってくれているので、その辺を加味していただくというのは。

青木（勇）委員 それは分かりますが、行かないなら行かないで指示ラインを決めてしまっても別にいいではないかということです。

福本委員 それは分かります。

青木（勇）委員 そうすると、静岡の船も来にくくなるわけです。  
委員会指示のラインがここで決まっていますよとなれば、静岡の船だつてここへ来てやらないと思います。  
それなのに静岡の船が来てやっているわけです。  
神奈川の船か静岡の船は分かりません。  
沖に来てやったらもう分かりませんが、夜中に来て明かりをつけてやっています。

福本委員 実際やってはいないですが。

青木（勇）委員 中々そこまで行って、どこから来たのだとはできませんが。  
県の船が行って調べてくれればいいのですが。

福本委員 大楠の中型まき網は、去年もその前も動いていません。  
うちも動いていませんし、鴨居も動いていません。  
3年から5年くらいもう動いていません。  
そのため逆に言うと、このまま行かないのだから、この話はこのままやってくればお互いによいのではないかというのが意見です。

青木（勇）委員 廃業したわけではないですよ。

福本委員 廃業はしていません。

青木（勇）委員 していませんよね。  
いつかやるかは分からないということですよね。

福本委員 しかし横須賀市大楠漁協としては真鶴町漁協に、もう行きません、操業しませんと文書を出しているわけです。  
それを出してまで行くということはないと思うので、その辺をお察しいただけないでしょうか。

青木（勇）委員 それは前回もありましたが、結局紙切れ1枚で、人が変わるなどしたら分からなくなってしまうのではないかということです。  
そうであれば、もうやらないならやらないで、委員会で指示ラインを決めた方がいいのではないかということで話を出しているわけです。  
私が今やっている間はいいいですが、次の更新のときには私はいないわけですから。

福本委員 前の人にも言ったのですが、小型まき網の場合、この指示は関係ありません。

漁業権も関係ありません。

今小型まき網を作ると中型くらいの大きさにできるわけですが、そうなる  
と、そういうときに行きますという話まで発展してしまうと思います。

もう行かないと言っているのだから、そこで止めておいてもらえれば、私の  
立場としてもやりやすい、言いやすいということがあるので、この辺でお  
願いできないでしょうか。

静岡の船は毎日来ているかもしれませんが、神奈川の船は1隻も行ってい  
ません。

それは県に言ってもらえれば調べてもらえると思います。

その辺は漁師同士の約束事なので、破ることはありません。

お願いできれば、このままやってもらえれば立場的にもありがたいです。

青木(勇)委員 それはそれでいいですが。

福本委員 すみません。

青木(勇)委員 人が変わってまた同じ話が繰り返されるのであれば、もう最初に決めてし  
まった方がよいという話です。

福本委員 付け加えですが、人が変わるときに、申合せ事項として、このことは必ず  
伝えてほしいという一筆が入っていれば、この会が変わる度に、人が変わる  
度にこの話は出ると思います。

議長 それを入れておけばいいのではないかなと思います。

青木(勇)委員 青木委員いかがでしょうか。

議長 はい。

福本委員 よろしいですか。

議長 すみません。よろしく申し上げます。

議長 それでは、正式には指示ラインを変更した方がいいのかもしれませんが、  
実質的にはほとんど問題ないだろうということ、申し送りもしっかりとして  
いけば、人が変わっても大丈夫ではないかということで、お互いに御了解い  
ただいたということによろしいでしょうか。

青木(勇)委員 分かりました。

議長 それでは、この申出書については、しっかりと引き継いでいくということ  
を言い伝えていって、守っていただきたいと思います。

議長 よろしく申し上げます。

議長 それでは、従来どおりということに決定したいと思います。

小澤委員

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

今日の議題にはあまり関係ない話ですが、1点お伺いしたいことがあります。

今漁獲量の報告で、TACと言うと思いますが、組合から報告をさせてもらっていると思います。

当組合に所属している漁業者が去年と今年と何回かダンベ売りで、相対でいわしを出しており、混じりでやっているので多少さばも入っていると思いますが、その相対の内訳の数量を出してくれません。

いくらお願いしても出してくれず、漁獲量の報告があるので組合に報告してもらわないと組合としても困ると再三言っていますが、それも聞き入れてもらえません。

その漁業者から直接水産課に数量を報告すればそれで済んでしまうという話が出ていて、組合を通さずに水産課とその漁業者で報告が成立すれば、漁獲量の報告が済んでしまうという話を聞いています。

それでは組合としても数量の把握ができなくて困ってしまいます。

相対で売ったものを素直に報告してくれれば済む話ですが、県に漁獲量の報告をしなければいけないので、組合にも報告してくださいという言い方をしていたところ、そのような話が出てきたので、これは困ったなと頭を抱えています。

そしてどうしようかとなっていたところ、2月15日付けで水産課から、「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について（通知）」というのがきました。

これは独占禁止法の関係で、相対でやったものについて組合が邪魔をしてはいけませんよという内容になっています。

うちは今までその漁業者が相対でやったものについて邪魔をするようなことはしていませんが、報告をしてもらわないと困ると言っていたわけです。

この独占禁止法のやつを見ると、どうも相対取引を推奨しているような感じにも見受けられてしまって、組合としては、販売手数料なり入らないことには運営が成り行かなくなってしまうという懸念があります。

相対の間で高く売れば結構なことなので、それはそれでいいと思いますが、組合の方に報告しないといけないという義務もつけてもらわないと、横流しのような形になってしまい、誰がどれだけ魚を獲ったのか、売ったのかというのがまるっきり分からず、それこそ漁獲量の報告もできなくなり、組

合としても水揚げの手数料が入らなくなり、経営にも非常に支障をきたしてしまいます。

独占禁止法の意味も分からなくはないのですが、組合というのは所詮組合員がやっていかないと成り立たないものなので、注意しながらやっていただきたいと思います。

また、報告についても、組合の方への報告を義務化して、相対でやったものも全て組合に報告しなさいと水産課から指導してもらえればありがたいです。

いわしも相対だけではなく、札が入らないようなやつを何トンか産廃業者にやっています。

以前は組合が入って組合がまとめ、長井は3か統定置がありますので、3か統分の産廃や、一般の刺し網などで札が入らないで産廃にしたようなやつを組合が一括管理してやっていたのですが、最近、その漁業者は単独で産廃業者に出していて、その数量も把握できず困っています。

その辺のことも水産課からも指導していただければありがたいです。

漁業者が潤うのは結構な話ですが、独占禁止法のこの扱いは、組合の報告もある程度義務化してもらわないといけないかなと思っているので、合わせてお願いしたいです。

議 長

水産課からいかがでしょうか。

小澤委員

即答できないなら即答でなくてよいので、検討していただけないでしょうか。

水) 原田主査

お気持ちはお察ししますが、TAC報告並びに漁獲成績の報告というのは、それぞれの法律に基づいて御報告いただいていますので、法律に規定されている以上の要求は県からはできないこととなります。

そして収集する目的も法律に明確に定められており、資源管理、漁業調整等に必要なので漁獲成績を報告しているので、その他の目的に基づいて、つまり情報の流用というのは、現状、法律上できないこととなります。

現時点では法律上の位置付けのみ御説明させていただきたいと思います。

小澤委員

できる範囲で指導などしていただければありがたいと思います。

議 長

相対にしる何にしる、漁獲成績報告書には記載する義務があるのではないのでしょうか。

水) 原田主査

漁獲行為に基づいて水揚げされた量については、全て報告の対象になります。

もしその部分を差し引いて報告された場合は、明確に虚偽の報告になります。

議長  
水) 原田主査

すので、場合によっては法律違反のおそれも出てきます。

相対でやっている漁業者も報告する義務はあるわけですね。

相対でやっている相手の業者ではなく、水揚げした漁業者となりますので、免許や許可を持っている方の義務となります。

それを受け取った仲買業者などについては、特にそのような義務は課されていません。

修正いたします。

議長  
玉置委員

分かりました。

資料12-2に定置の漁獲量と操業日数が入っていきまして、操業日数とその他の漁獲量が合計になっているような数字がありますが、一番下は漁獲量の合計なので、操業日数を足しているのはおかしいのではないのでしょうか。

水) 相澤副技幹

資料12-2の2ページについて修正と補足をさせていただきます。

まず、2ページの下の定第10号と11号につきましては、操業日数とその他のキロ数を足してしまっていて、これは間違いですので修正させていただきます。

また、こちらの報告にあたって、内容について定第10号、11号については御理解が間違っておりまして、今漁獲量の数字については精査していただいている最中なので、それは御報告させていただきます。

小計の数字が違うのは集計間違いでして、その他以外のマイワシやブリの漁獲量については今精査していただいております、漁業権者に集計していただいているところです。

議長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

以上